

第	第	第
號	號	號
送	送	送
月	月	月
日	日	日

請議案

治安警察法廢止ノ要アリ別紙勅令案
ヲ提出ス

右閣議ヲ請フ

年 月 日

内務大臣
司法大臣

内閣總理大臣宛

朕昭和二十年勅令第五百四十二號「ホツカ」宣言
ノ受諾ニ伴ヒ茲ニル命令ニ關スル件ニ基ク
治安警察法廢止ハ仕テ裁可シ茲ニ之ヲ
公布セシム

御名御璽

年 月 日

内閣總理大臣
内務大臣
司法大臣

大日本帝國政府

勅令第 號

治安警察法ハ之ヲ廢止ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

左掲クル法律・勅令ハ之ヲ廢止ス

治安警察法

大正十四年勅令第百十七號（關東州ノ治安警察法）
治安警察法（光武十一年法律第二十號）

（附上ノ圖定規格四一八二×二五七）

理由

ボツタル宣言ノ受諾ニ伴ヒ十月四日聯合國

最高司令官ヨリ發セラレタル總見書ハ政治的・公民的

及宗教的自由ニ對スル制限除去（附）ヲ實施施

スル爲治安警察法ヲ廢止スルノ要アルニ依ル

本法廢止ニ因ル不都合例ヘバ第五條第一項
第二條等ノ如キ規定ノ缺如ニ付テハ新ニ
増置ヲ考慮スル要アリト認メラルルヲ以テ右ニ
關シテハ法制局トモ協議中ニ有之

(折上) 國定規格B5 (21×25cm)

施行

11

iii

福園
10
112
名陽

樂起

昭和二十年十二月四日

任

管注

11-2-20

局長

眼疾

安

(冬 電)

年
A

保局長

佐々木 幸丸

新 卷 功 功 主 年 及 貴 訓 付 御 決 之

[illegible]

規格 13.5